

**平成 2 9 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(LED照明導入促進事業)
二次公募**

1 地域におけるLED照明導入促進事業の概要

**平成 2 9 年 7 月
一般社団法人 環境技術普及促進協会**

1. 補助金の目的と性格
2. 補助対象となる事業
3. 補助対象事業の選定
4. 応募にあたっての留意事項
5. 応募の方法
6. お問い合わせ先

- ◆ 小規模な地方公共団体や商店街の街路灯等のLED照明の調査並びに導入を行う事業を実施することにより、地域一体となった低炭素社会の実現に資することを目的とします。
- ◆ 事業の実施により、エネルギー起源二酸化炭素の排出量が確実に削減されることが重要です。このため、申請においては、算出過程も含む二酸化炭素の削減量の根拠を明示してください。また、事業完了後は削減量の実績を報告する必要があります。
- ◆ 本補助金の執行は、法律及び交付規程等の規定により適正に行う必要があります。

【対象事業の基本的要件】

- ア 事業を行うための実績・能力・実施体制が構築されていること
- イ 提案内容に、事業内容・事業効果・経費内訳・資金計画等が明確な根拠に基づき示されていること
- ウ 本事業の補助により導入する設備等について、国からの他の補助金を受けていないこと

【事業概要】

（ア）事業の目的

地域内の二酸化炭素排出量の削減のためには、各地域における街路灯等の屋外照明の計画的なLED化の推進が効果的です。

このため、本事業は、小規模地方公共団体における地域内の街路灯や商店街における屋外照明のLED化を推進するための支援を行うことにより、二酸化炭素の排出の抑制を図ることを目的としています。

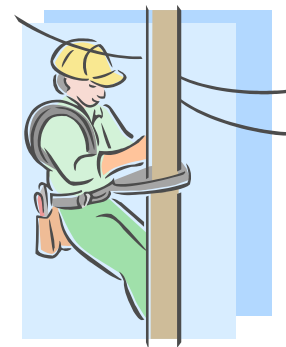
（a）LED照明導入調査事業

街路灯等への
LED導入の計画
の策定



（b）LED照明導入補助事業

リースによる街
路灯等への
LED照明導入



(イ) 対象事業の要件

導入するLED照明は、交付規程に定める技術基準に適合したものとすること

(a) LED照明導入調査事業

小規模地方公共団体が 以下について検討し、LED照明導入補助事業のための具体的な計画（LED照明導入計画）を策定する事業。

【要件】・ LED照明導入計画に基づいて **(b) LED 照明導入事業を実施すること**

(一) LED照明の導入を予定している地域内の街路灯等の屋外照明の現状把握（数量、電力使用量、維持管理費、温室効果ガスの排出量等）

(二) LED照明の導入数量、導入コストの算出等、LED照明導入計画を策定するのに必要な検討と解析

(三) リース方式による最適な導入方法の検討とLED照明導入計画の策定

(b) LED照明導入補助事業

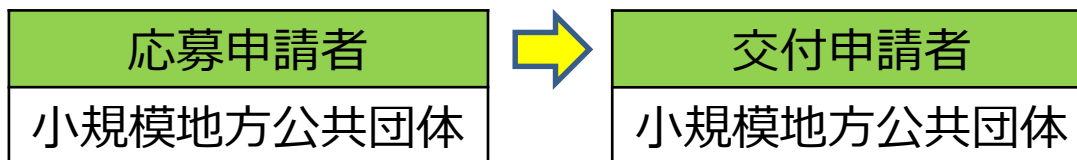
小規模地方公共団体または小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街が LED 照明導入計画に基づき、LED 照明の導入事業を、ファイナンスリース方式を用いて民間事業者が請け負って行う事業。

【要件】・ 9 年間以上のリース契約期間

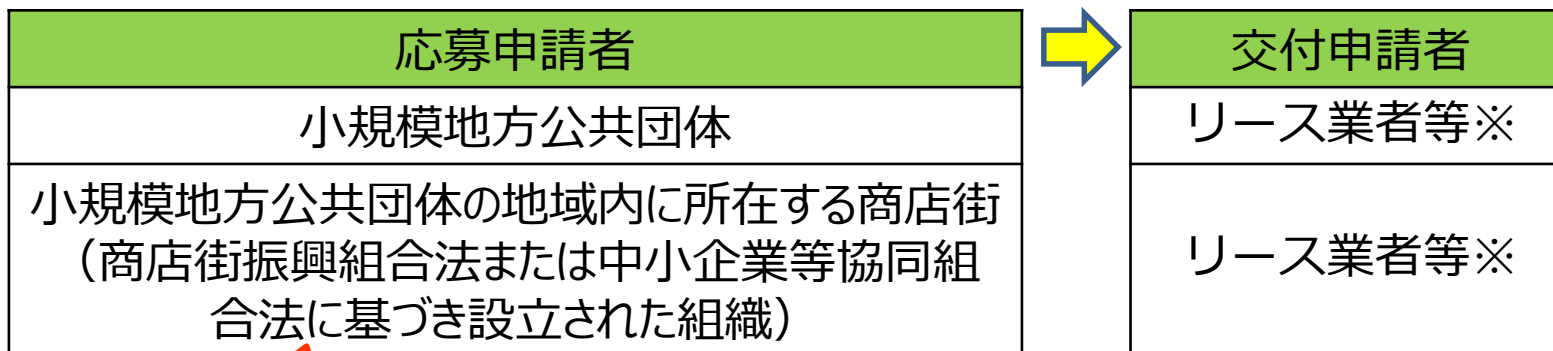
・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示

(ウ) 応募申請者

(a) LED照明導入調査事業



(b) LED照明導入補助事業



・法人格を有する
商店街の応募申
請は可
・任意団体の商
店街の応募申請
は不可

※以下のうち、定款又は寄附行為においてLED 照明に係るリースを行うこと
が可能な者に限ります。

- (一) 民間企業
- (二) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- (三) 法律により直接設立された法人（認可等を受けている者等を含む）
- (四) その他環境大臣の承認を得て協会が適当と認める者

(工) 補助金の交付額

(a) LED照明導入調査事業

対象	小規模地方公共団体	
人口	15万人以上25万人未満	15万人未満
補助率	4分の3	1分の1
上限	600万円	800万円

(b) LED照明導入補助事業

対象	小規模地方公共団体				小規模地方公共団体の地域内に所在する商店街
人口	15万人以上25万人未満	5万人以上15万人未満	5万人以上15万人未満	5万人未満	
財政力指数		0.3以上	0.3未満		
補助率	5分の1	4分の1	3分の1	3分の1	3分の1
上限	1,200万円	1,500万円	2,000万円	2,000万円	500万円

※財政力指数…総務省公表資料「全市町村の主要財政指標」に基づく。

(オ) 補助事業期間

- 原則として単年度とし、平成30年2月28日までに「（a）LED照明導入調査事業」及び「（b）LED照明導入補助事業」、又は同日までに「（b）LED照明導入補助事業」を完了すること。

(参考) 応募申請時の留意事項

- （a）導入調査事業と（b）導入補助事業に応募する場合は、採択（9月中旬予定）後、（a）導入調査事業の交付申請をし、所定の手続きを経て、（a）導入調査事業完了後に、（b）導入補助事業の交付申請をし、所定の手続きを経て、（b）導入補助事業を平成30年2月28日までに完了すること。
- （b）導入補助事業のみに応募する場合は、LED照明導入計画を策定済みであること。

＜参考＞事業完了と完了実績報告書提出の目安-1

※下記日程より遅い工程で進めると、工事完了や交付手続きに支障がありますので、下記日程での計画化が推奨されます。

LED照明導入調査事業と LED照明導入補助事業を合 わせて実施する場合	事業完了	完了実績報告書 提出
LED照明導入調査事業	平成29年11月中旬	平成29年11月30日
LED照明導入補助事業	平成30年2月上旬	平成30年2月20日

LED照明導入補助事業のみ を実施する場合	事業完了	完了実績報告書 提出
LED照明導入補助事業	平成30年1月中	平成30年2月10日

- 事業完了とは、各事業の検収確認を終了することです。
- 完了実績報告書は、速やか（事業完了後10日以内を目安）に提出してください。不備があると、交付額の確定、補助金の支払いはできません。
- 地域におけるLED照明導入促進事業を完了する場合は、手続きにかかる時間を見込み、LED照明導入調査事業を11月中旬に完了する計画が望ましいです。

【 LED照明導入 **調査** 事業に応募する場合】

- LED照明導入 **調査** 事業と、LED照明導入 **補助** 事業の二種類の応募申請書を提出（LED照明導入 **補助** 事業を実施することが要件のため）
- LED照明導入 **補助** 事業の応募申請は、導入が見込まれるLED照明について、CO2削減量、経費内訳を記載すること

【 LED照明導入 **補助** 事業のみに応募する場合】

- LED照明導入 **補助** 事業の応募申請書のみ提出
- 「（イ）対象事業の要件」を確認できる書類(機器仕様、図面、LED照明導入計画書)を提出すること

- ・ 一般公募を行い、選定します。
- ・ 外部有識者からなる審査委員会を経て、以下の項目を含め総合的に評価し、優れた提案について予算の範囲内で補助事業者を選定します。
- ・ 審査の過程で追加資料の提出等を求める場合があります。
- ・ 『**基本的要件**』（公募要領 p5・本説明資料 p3）に適合しない提案については審査を行いません。

【審査基準】

- ① 事業の目的に合致した事業であること。
- ② 事業の実施計画が妥当であること。工程表（事業スケジュール）が実現可能なものであり、かつ補助事業の完了日が適切であること。
- ③ 事業の連携体制、及び役割分担が明確であり、円滑な事業実施のための会議体等の取り組みが検討されていること。設備の管理体制が妥当であること。
- ④ 地球温暖化対策地方公共団体実行計画や環境基本計画等に地方公共団体として位置づけ、計画的に推進されていること。

- ⑤ 資金回収・利益の見通しが妥当であること。ランニングコスト減少額や資金回収期間の算定根拠の明確さ並びに考え方が妥当であること。
- ⑥ 他地域において街路灯等のLED化が展開されるよう、高いモデル性を有する事業であること。
- ⑦ 他地域において街路灯等のLED化が展開されるよう、申請事業の活用を計画していること。
- ⑧ 十分なCO2排出削減効果が見込まれること。所定の算定方法で算出されていること。
- ⑨ CO2削減コストが低く、効率的な事業実施が見込まれること。
- ⑩ 資金計画が妥当であること。

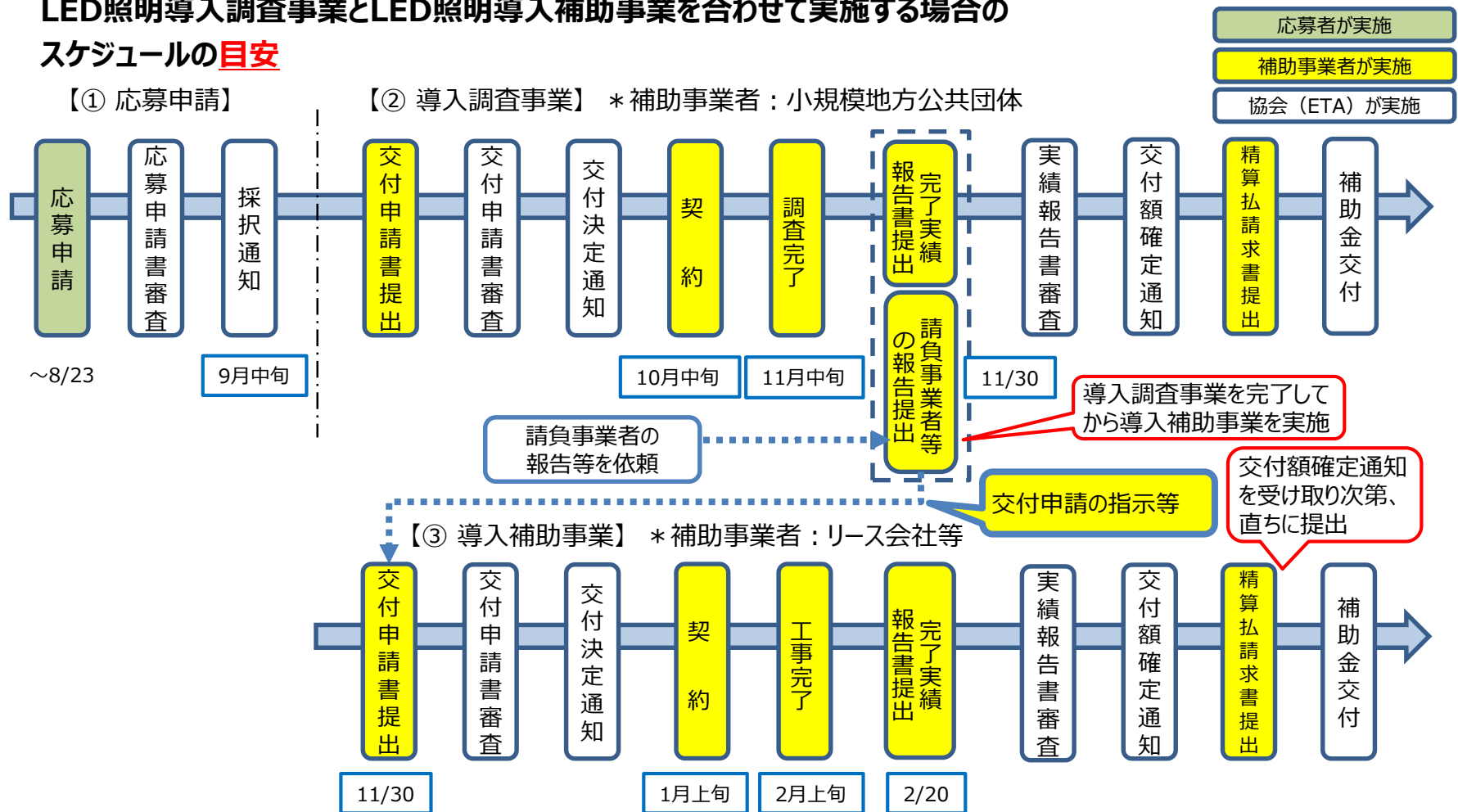
審査は、外部有識者による審査委員会を経て実施されるものであり、応募に当たって当協会、環境省幹部・担当者等へ採択の陳情等を行うことは一切意味を持ちません。また、採択・不採択の感触や、採択日を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。

【注意事項】

- 採択通知後、速やかに交付申請書を提出してください。
協会の審査を経て、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。
- LED導入調査事業、LED導入補助事業はいずれも、交付決定日後（採択通知後ではない）に開始してください。 [公募要領 p19]
- 交付決定日前に契約・発注等を行った経費は、補助対象になりません。 [公募要領 p2]

＜参考＞ 補助事業の流れ

LED照明導入調査事業とLED照明導入補助事業を合わせて実施する場合のスケジュールの目安



- ※ 1 青枠内の日程は、導入調査事業と導入補助事業の手続等に要する期間の目安であり、手続きに要する期間を勘案し、年度内に完了できる計画としてください。
- ※ 2 採択通知後の交付申請書提出、交付決定通知後の契約、交付額確定通知後の精算払請求書の提出等は速やかに実施してください。

(1) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は、事業の不採択、採択の取消、交付決定の取消、補助金の返還等の措置をとることがあります。

(2) 補助対象経費

補助事業を行うために直接必要な経費であり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限ります。

(a) LED照明導入調査事業

補助対象経費	・ 人件費 ・ 業務費（賃金、共済費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、委託料、使用料及賃借料及び消耗品費） ・ その他必要な経費で協会が承認した経費 ※市町村が事業を実施する場合は、常勤職員の人件費及び共済費を除く
補助対象外経費の例	・ 目的外調査（地域内の街路灯等の屋外照明にLED 照明を導入するために必要な調査以外の調査）に係る経費（例：ポールの腐食点検） ・ PC等、汎用性のある備品の購入費 ・ 予備品 ・ 官公庁等への申請、届出等に係る経費 ・ 本補助金への応募・申請・報告手続に係る経費 ・ 上記補助対象外経費に係る諸経費

(b) LED照明導入補助事業

補助対象経費	・ 工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費） ・ 事務費 ・ その他必要な経費で協会が承認した経費 ※LED照明の取付工事に係る部分に限る
補助対象外経費の例	・ 取付工事に必要な工事費以外の経費（LED灯具代等） ・ 二酸化炭素排出削減に寄与しない工事に係る経費（新設LEDや照明ポール取付工事に係る工事費等） ・ 既存設備の撤去・移設・廃棄費（当該設備の撤去・移設・廃棄に係る諸経費も含む） ・ 電力会社申請費 ・ リースに係る維持管理費 ・ 予備品 ・ 官公庁等への申請、届出等に係る経費 ・ 本補助金への応募・申請・報告手続に係る経費 ・ 上記補助対象外経費に係る諸経費

LED灯具代、新設LED照明の工事費等は対象外

(3) 維持管理

補助事業により導入した設備等は、補助事業者の責任の下で適切な維持管理が講じられるものである必要があります。

(4) 二酸化炭素の削減量の把握

補助事業の完了後は、二酸化炭素の削減量の把握を行う必要があります。

(5) 事業報告書の作成及び提出 [交付規程 第16条]

補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内（4/30まで）に当該補助事業による過去1年間（補助事業の完了した日の属する年度については、補助事業を完了した日からその年度の3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果等についての報告書を提出するものとします。

環境大臣に提出。
証拠書類を年度終了後の3年間保管

(6) 補助事業完了後の検証

補助事業の完了日の属する年度以降、必要に応じて、導入した設備と設備の稼働状況、管理状況及び事業の成果（二酸化炭素排出削減量）を確認するため、環境省から委託を受けた団体による現地調査を行う場合があります。

【現地調査】 [公募要領 p2]

補助事業の適正かつ円滑な実施のため、その**実施中又は完了後**に必要な応じて**現地調査**等を実施します。

【契約相手先の選定】 [公募要領 p19・交付規程 第8条 第一～二号]

競争原理が働くような手続きによって相手先を決定してください。

【完了実績報告書】 [公募要領 p20]

領収書等、支払いを
証する書類を含む

補助事業の完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに
完了実績報告書を提出してください。

【経理書類の保管】 [公募要領 p20・交付規程 第8条 第八号]

経理帳簿及び証拠書類は、他の経理と明確に区分して整理してください。
事業年度終了後、5年間保存する必要があります。

【取得財産の管理】 [公募要領 p2・p20・交付規程 第8条 第十二、十三号]

地域におけるLED 照明導入促進事業は、調査事業及び更新工事の為、灯具等は取得財産には該当しません。取得財産等管理台帳の整備、プレート等の設置は不要です。

【圧縮記帳】 [公募要領 p21]

補助事業者が法人の場合、**国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入（圧縮記帳）**の規定（法人税法 第42条）の適用を受けることができます。なお、規定の適用を受けるに当たっては、一定の手続きが必要となるので、所轄の税務署等にご相談ください。

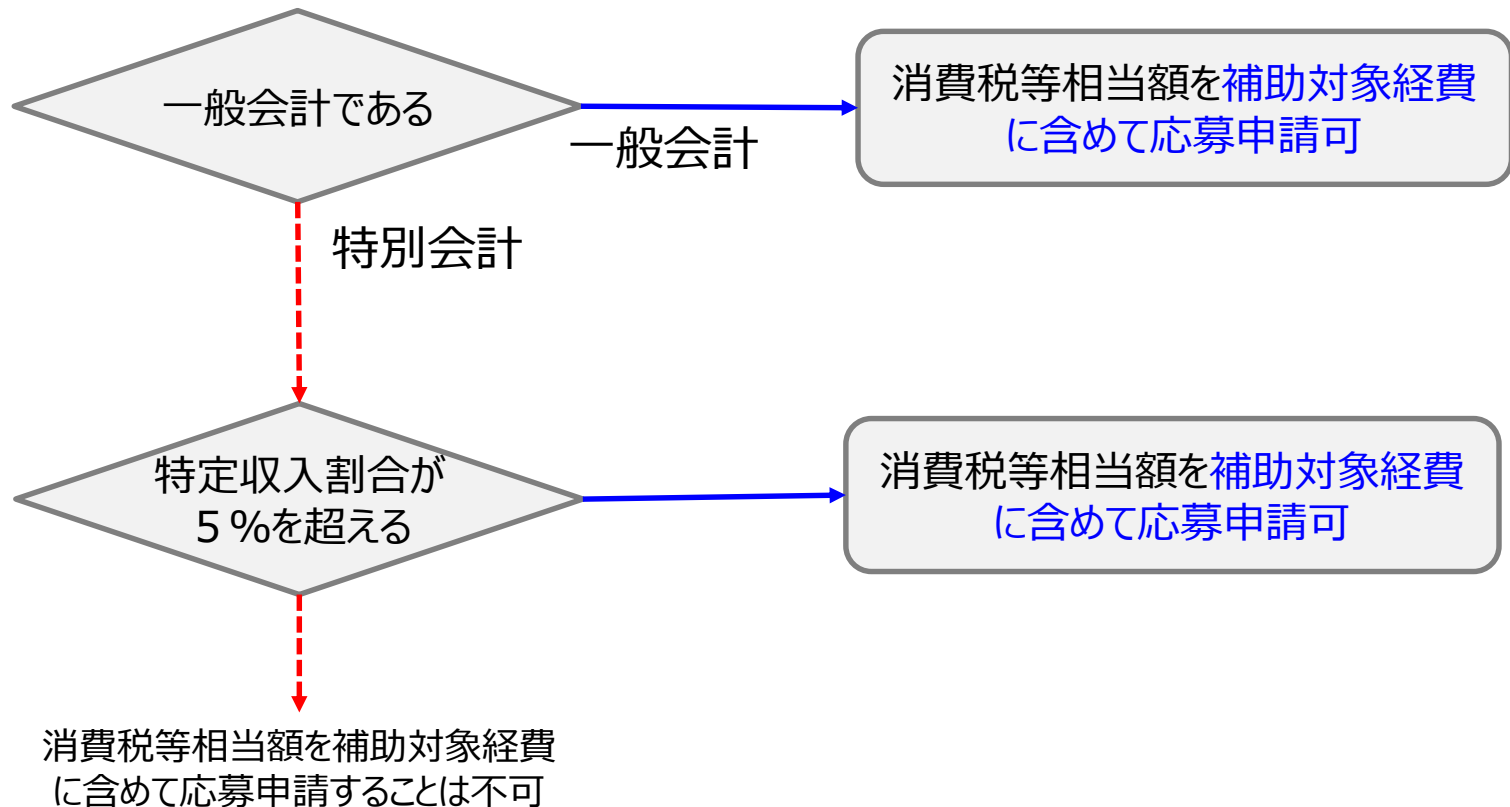
【消費税、地方消費税の取扱い】 [交付規程 第4条 第2項]

消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。ただし、補助対象経費に含めて応募申請できる場合もあります。（詳細は別途説明）

<参考> 消費税及び地方消費税相当額について－ 1

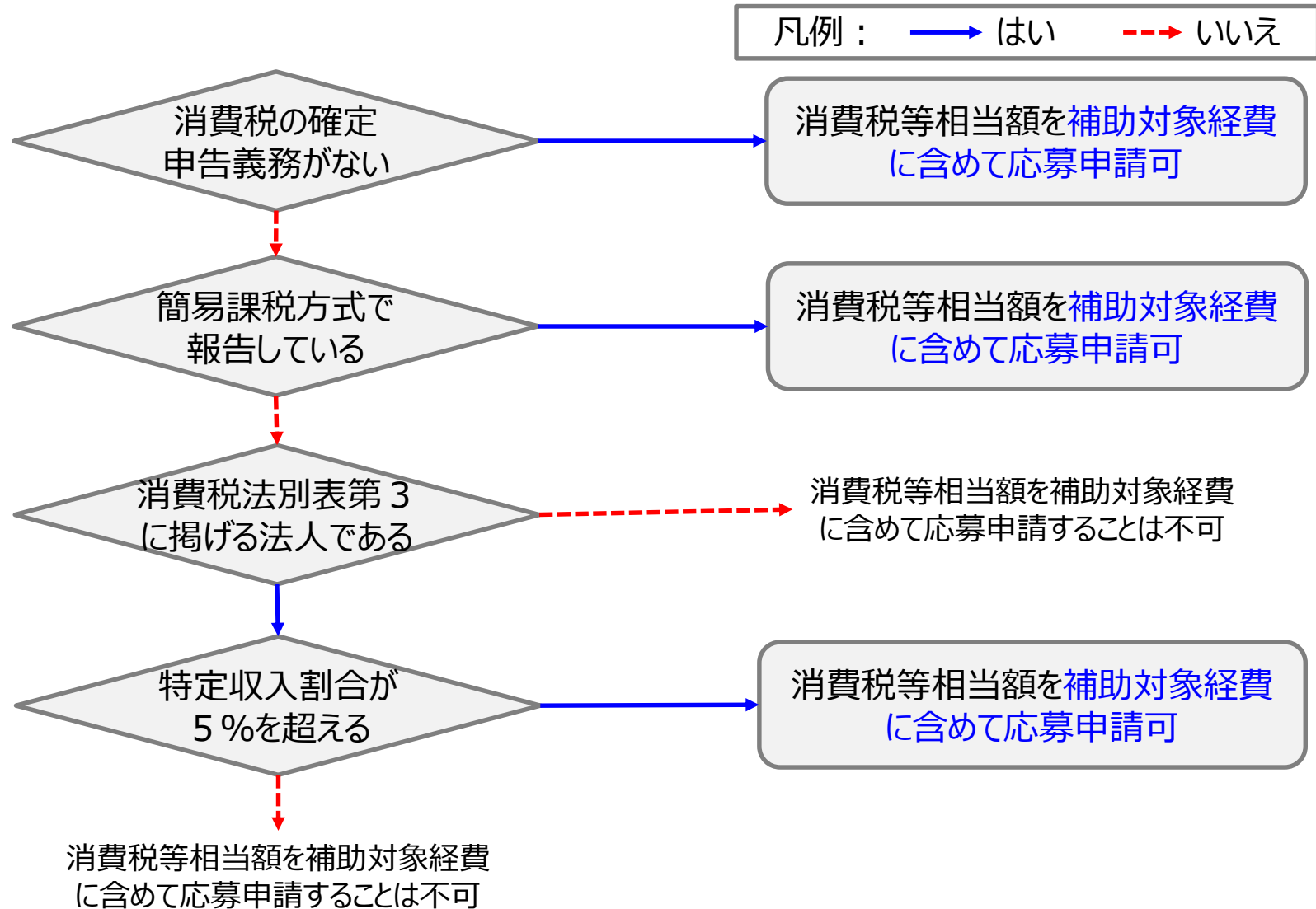
【地方公共団体】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート

凡例： → はい - - - → いいえ

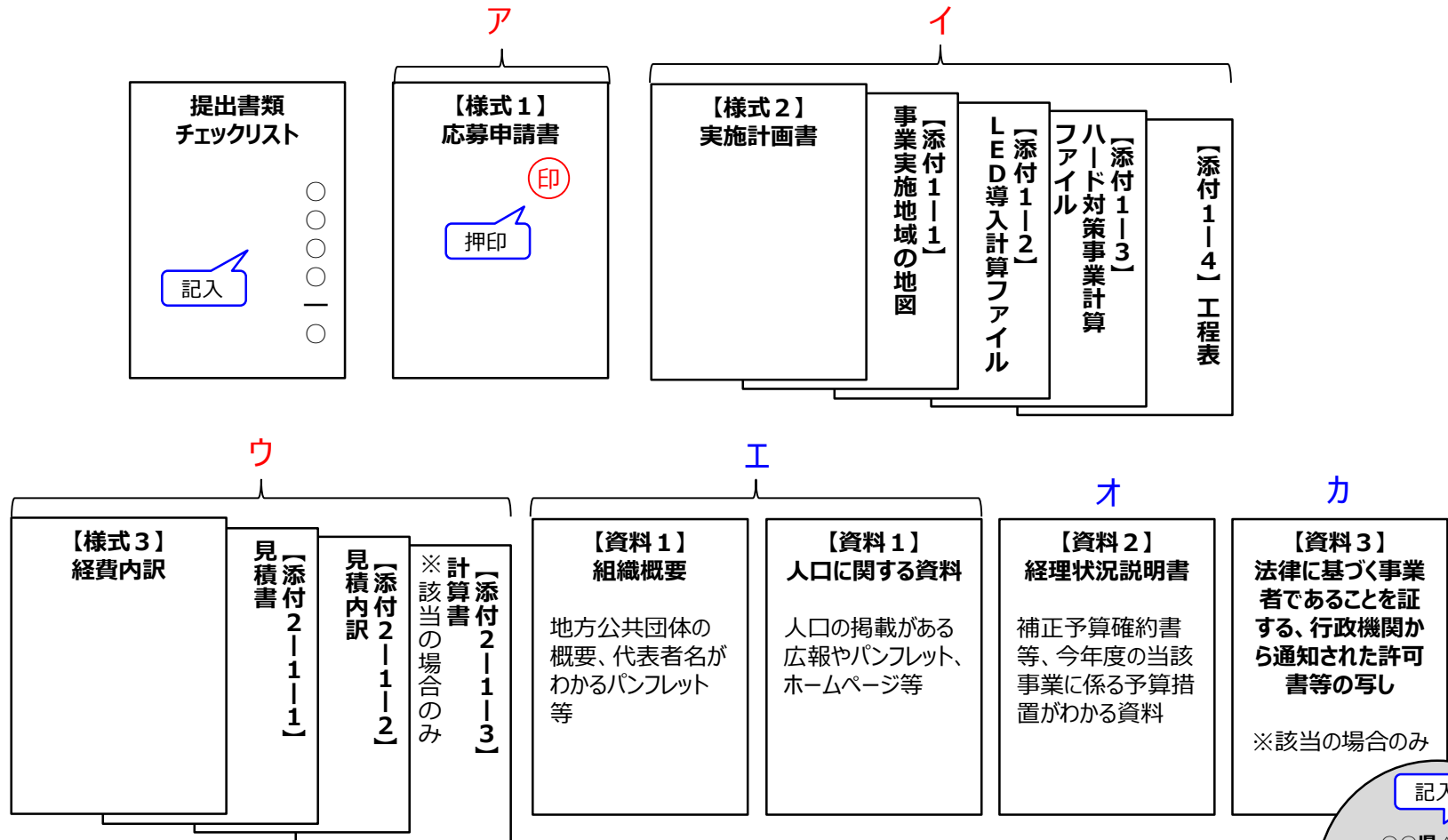


＜参考＞ 消費税及び地方消費税相当額について－ 2

【地方公共団体以外】 消費税等相当額 補助対象判断フローチャート



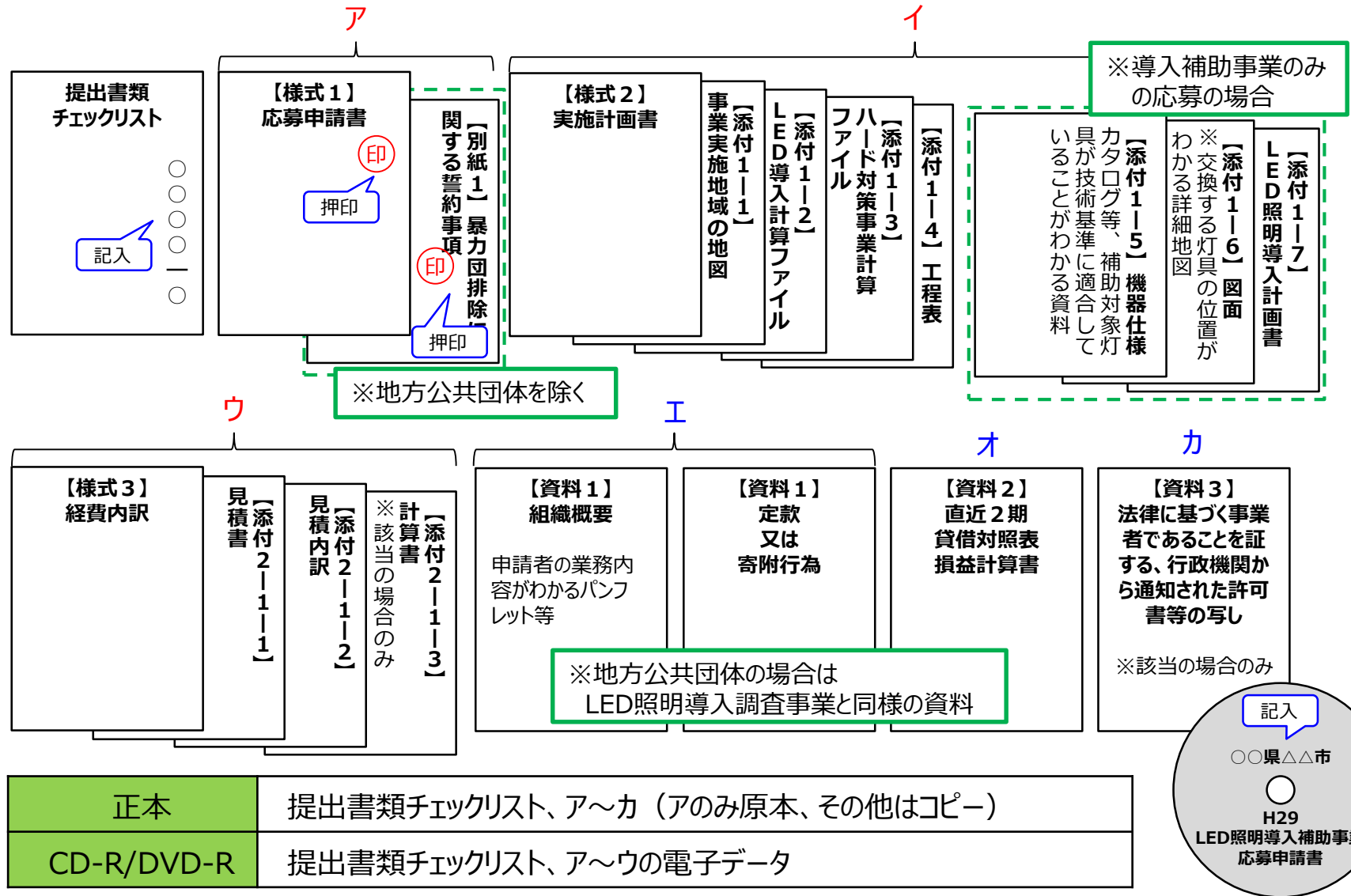
(a) LED照明導入調査事業



正本	提出書類チェックリスト、ア～カ（アのみ原本、その他はコピー）
CD-R/DVD-R	提出書類チェックリスト、ア～ウの電子データ



(b) LED照明導入補助事業

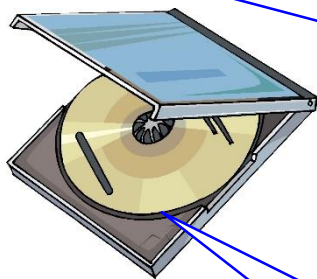


【提出方法】 持参または郵送（簡易書留、特定記録など配達記録がわかるもの）

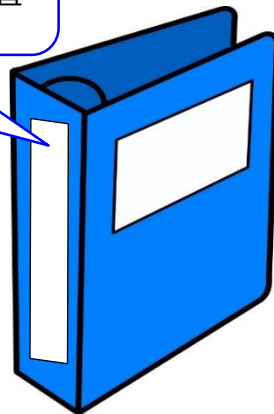
調査事業・補助事業それぞれ、紙フラットファイル（紐で綴じるタイプは禁止）に綴じてください。
表紙と背表紙を付けて、「〇〇県△△市 H29LED照明導入調査（または補助）事業 応募申請書」と記入してください。

〇〇県△△市
H29 LED照明導入調査
（または補助）事業
応募申請書 在中

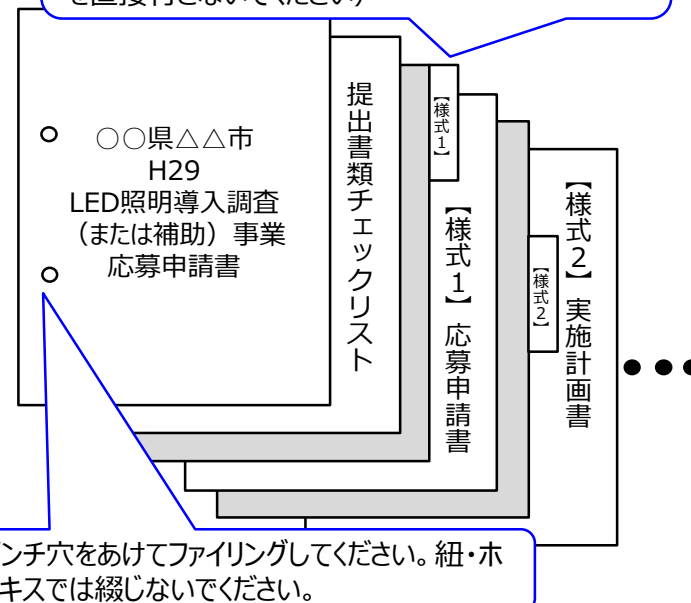
申請書類は封書に入れ、宛名面に「〇〇県△△市 H29LED照明導入調査（または補助）事業 応募申請書在中」と朱書きで記入してください。



電子媒体が破損・汚損しないように保護してください。



あい紙にインデックスを付し、「様式1」「様式2」等記入してください。（申請書等には、インデックスを直接付さないでください）



【提出締切・提出先】

平成29年8月23日（水）12時 必着

〒534-0024 大阪府大阪市都島区東野田町2丁目8番31号 サンプラザビル京橋7F
一般社団法人 環境技術普及促進協会 「地域におけるLED照明導入促進事業」担当宛

提出締切以降に協会に到着した書類のうち、遅延が協会の事情に起因しない場合は、いかなる理由があっても応募を受け付けません。十分な余裕をもって応募してください。

お問い合わせは電子メールを利用し、メール件名に応募事業者名、及び応募事業名を記入してください。また、メール末尾に、ご担当の連絡先（所属、氏名、電話番号、メールアドレス）も記入してください。

<メール件名記入例>

【〇〇県△△市】「地域におけるLED照明導入促進事業」についての問合せ

<お問い合わせ先>

一般社団法人 環境技術普及促進協会

メールアドレス：chiiki29@eta.or.jp

<お問い合わせ期間>

平成29年8月18日（金） 12時まで

※回答は随時、協会HPに掲載します。

応募を検討される方は、本ページを定期的に確認してください。

電話での問い合わせには対応致しかねます。

また、採択・不採択の感触や、採択日を照会する等の行為についても、厳に慎んでください。